社労士版

特定個人情報保護評価書作成ツールVer1.0

ご利用の手引き



留意事項(必ずお読みください)

1. 社労士版特定個人情報保護評価書作成支援ツール(以下「作成ツール」といいます。) のインストール方法及び操作方法につきましては、別途、連合会ホームページより「社労 士版特定個人情報保護評価書作成ツール インストールマニュアル(以下「インストール マニュアル」といいます。)」をダウンロードしてご確認ください。

2. 本ソフトウエアはバージョン1.0(Ver1.0)です。今後、ご要望等を反映して、バージョンアップしていく予定です。(その際には当該手引きも改訂します。)

3. 作成ツールはあくまで社労士版特定個人情報保護評価書(以下「評価書」といいます。) の作成支援を目的にしています。よって、作成ツールで出力された評価書の内容は必ず確 認し、必要に応じ訂正・追加等してください。

4. 本手引きは第一部「作成ツール使用方法」と、第二部「評価書確認のポイント」から なる二部構成としております。なお、マイナンバー法や特定個人情報保護評価(以下「評 価」といいます。)に関する説明は省略しております。それらの点は、連合会ホームペー ジに掲載の「社労士のためのマイナンバー対応ハンドブック」及びeラーニングにてご確認 ください。

5. 選択した内容を自動で制御する等の操作性向上については、今後改善していく予定としております。

第一部

作成ツール使用方法

- はじめに P4
- 事務所編 P5
- 事務取扱方法編 P15
- 委託編 P22

はじめに

ソフトウエアを立ち上げるとメニュー画面が表示されます(詳しくは「インストールマニュアル」をご参照ください。)。その次に進むと、「はじめに」という画面が表示され、5ページにわたり確認事項が表示されるので、内容をご確認いただき、チェックマークをいれて進んでください。

		はじめに
		なぜ、特定個人情報保護評価書を作成するのでしょうか?
このツールを使用するため(ご (おとする) 必要があつます。 必要なチェックスークが入って 私たて代之い。 早達 とすが、副面下の日生	は、これから説明する内容を理解したことを示すために、チェックボックスにチェックマークを入れる いないと光に進めませんのて、説明文をよく読んでいただき、現解したうスで、「チェック」を入れて 解しました」のとむりにあるここに、チェックマークを入れたうスで「次へ運む」をクリックしてください。	社会実験労務士は乙、繁化して個人情報に多種大量に取扱ご国家資格者は少ないと考えられます。そしてマイナンパ 法施行により、個人番号を含む個人情報である「特定個人情報と多くの社労士が収扱うことになり、今まで以上に厳密な 個人情報管理が発起られています。 そんな中、社労士が案界部件という、職時応等が安心して特定個人情報の最初にを任せられる体制を構築するととは、 国Eが同時にのた、マイナンパー構造の各級な違いと社会の印度研究性が完全になります。 「特定個人情報保護評価」は、行政等が特定年代人情報の編和い発生等のリスクを分析し、リスク相違措置を調じて自己 宣言まするよう、マイナンパー法合で義務づけられたちのです。社労士が行政党に挙じて、この法合で定かられた特征がを使 てリスク分析とリスク絶違は置き行い、多くの会員が自己宣言することは業界団体として重要な意味が多ります。
0.77	反S 文人進む 终7	保存 医る ^使 培制しまた 次へ進む 終7
		はじめに
	「社労上成特定個人情報保護評価」のメリットとは何でしょうか?	はじめに 「社労士収特定個人情報保護評価書」で重要なこと!
	【社労土奴特定個人情報役選評価」のメリハとは何でしょうか? 動売売労付き定個人情報役選評価」のメリハとは何でしょうか? 動売売労付き定められた「公」のリスク好価に以及充満の手をを採用した安全世境の評価を 行っている。 ②プイバシーマークの適用・認定を行うがIPOECによる社労主婦介への満入課意・交通によるかの て、かえて行う情報の通信・登録性格徴のに構成感じ使行されている。 ③各種専門には自分の単発所に通信するビアが評価者を提示し、単名所実施を反映することによ 9、3) IPOECの備認識が付された評価者を用いた自己回避ができ。	はしめに 「社労士 吸称定個人情報保護評価書」で重要なこと1 自己の責任において自己宣言するので、宣言した内容で単務所運営を行う 「社労士 吸称定個人情報保護評価書」を導入する増由の一つとして、達合会として何かしらのマイナンバーの安全留野が 第全会員 V経収する必要があると考えているからです。プライバシーマーグ等を取得して、戦時72時に「安しんこれらほせせべこ いと言葉している年税状であらますが、小規模単務所でも同様に、安全管理協書の言語でならったな会社でが美いた を見取ります。 このしている年税状であらますが、小規模単務所でも同様に大会全管理協書の言語でならったなど、ためにより単純 を見取りまかが同時です。 ただし、プライバシーマーク等の取得にも手稿のからな作業がありますので、同様に手簡をかけていただされておいますが、 よって、自己宣言した内容は、当然ですが、自己の責任として個人情報の管理をしっかが行っていただき、評価書の作成だ けを目的にしないことが重要です。



事務所編

事務所編

ここから具体的に評価書作成 内容を選択・入力していきます。 まず、右のような画面が表示 され、事務所編に関する説明が 表示されますので、内容を確認 してください。



事務所編>1-1 まずは、あなたの事務所の情報をご入力ください。

事務所の情報に関して、以下の4点の質問に注意して選択・記載してください。

-1 まずは、あな	たの事務所の情報をさ	ご入力ください。		
事務所名		③住所	郵便番号は	t 不要です
電話番号) - () - (Sex-1		
受付時間	 、 	※開示・停止請求等を受け付ける場び事者も含む。社労士事務所では、3	合。一旦営業時間を記入。 基本職員全員を事務取扱担当者	然とします。
いわゆるクラウドサービン	よる特定個人情報の事務	所外部での保管・利用の有無	有 二 無 ※委託券 いても、 個人番号を数000わない	契約の有無は問いません。 場合は「無」としてくだれ
特定個人情報を取り	25事務所の形態 目 自:	宅兼事務所 □ 独立事務所 □ B □ C □ D □ E)	
0.5	=-	川京アレキレト	We likely	187

質問⑧ いわゆるクラウドサービスの取扱い

クラウドサービスによる特定個人情報の取扱を選択する質問ですが、ここでは、 クラウドサービス提供事業者との契約がマイナンバー法上の委託契約に該当するか で判断するのではなく、特定個人情報の取り扱いにおいて、クラウドサービスを利 用している場合は「有」としてください。

クラウドサービスであれば、契約形態に関係なく、事務所の外部で顧問先等の特 定個人情報を取扱うことになります。内部と比較して、外部でのデータ取扱いのリ スクは契約形態にかかわらず発生するために、その管理状態等を把握する必要があ ります。委託先として、かつ、国家資格者として顧問先等から特定個人情報を委託 される社労士事務所は、その管理状況等を把握することにより、リスクを分析して 必要な対応を行い、顧問先等委託者への説明責任を行う必要があります。 質問⑪ 自宅敷地内に事務所がある場合の独立性

自宅敷地内でも完全に自宅と独立して、実態として独立事務所と変わらない場合 には、独立事務所の扱いとなります。「完全に自宅と独立」とは、家庭と事務所の独 立性が保たれている状態を、物理的、技術的、組織的に担保していることを意味し ます。

例えば、敷地内にあっても、家族の立ち入りは厳しく制限されている、ネットワ ークも家庭のネットワークとは技術的に独立している等を意味します。

質問① Eパターンの取扱

社労士版評価書は、開業社労士事務所をA~Dの4パターンに分類したモデル評価書に対して JIPDEC が確認書を発行したものです。

しかし、特定個人情報の取扱いを紙媒体のみで行う開業社労士事務所も同様に、 リスク分析及び安全管理措置を講じる手段として社労士版評価制度を活用すること は有益であるので、本来の4パターン以外に社労士版評価書作成対象としてEパタ ーンの「特定個人情報の取扱いを紙媒体のみで行う開業社労士事務所」を追加し、 合計5パターンといたしました。その為、作成ツールの質問にはA~Eの5パター ンを選択するようになっていますので、このツールであなたの事務所が該当するパ ターンから1つを選択し、それに実態を反映して、自己宣言していただきます。

ただし、本来、本評価は電子的な特定個人情報ファイルの取扱いに対する評価制 度であるため、評価内容には電子的な特定個人情報ファイルの取扱いを前提とする 部分が含まれています。よって、紙媒体のみの特定個人情報ファイルを取扱う場合 は、本ツールにおいて、電子的部分を意識せずに、紙媒体での取扱いについてリス クを分析し、安全管理措置を講じる部分に対する質問に答えることで、自己宣言を 行ってください。

パターン	委託される特定 個人情報ファイ ルの形態	事 務 取 扱 担 当 者数	特定個人情 報ファイル の保管	モデル評価書対 象・確認書と自己 宣言の意味
А		1名	事務所内	
В	電乙的性中個人	1名	クラウド等 外部含む	モデル評価及び
С	電子的特定個人 情報ファイル	2 名 以上	事務所内	確認書に基づく 自己宣言
D		2 名 以上	クラウド等 外部含む	
Е	紙媒体特定個人 情報ファイル 	事務取 及び特 ファイ 法は問	扱担当者数 定個人情報 ルの保管方 わず	モデル評価書を 一部利用した自 主的・任意な自己 宣言

質問⑥:開示·停止請求等

開示・停止請求等とは個人情報保護法に定められおり、個人情報の取り扱いに対して、本人から請求があった場合、開示や利用の停止等を行わなければならないというものです。開業社労士事務所の場合、事務所職員以外に、顧問先からの委託契約ではなく、個人から直接委任を受けて代理人として特定個人情報の取り扱いを行っている場合が該当します。例えば年金の裁定請求や健康保険の給付請求等を個人からの依頼で行っている場合です。なお、改正個人情報保護法が2017年中に施行されるため、いわゆる5,000件要件が撤廃され、1件でも個人情報を取扱う場合は個人情報保護法の適用となりますので、小規模事務所でも準備が必要です。

事務所編>1-2 あなたは「自宅兼事務所」を選びました。

この画面で、自宅兼事務所もしくは独 立事務所のどちらかを選んだことが確認 で表示されます。

本手引きでは自宅兼事務所の内容にそって説明します。



事務所編>1-3 ①自宅敷地外との境界のリスク軽減措置に関してお答えください。

外部との境界に関しては、不特定第三 者との接点が多ければ多いほど、盗難や 紛失などのリスクは高くなります。

なお、必須としてあるところは、最低 限必要な対応です。また、同様にリスク 軽減措置として「その他の方法でリスク 対策をしている」場合には、下部の入力 欄内にその内容を記入してください。こ の2点は以降の質問でも同様に対応してください。



事務所編>1-3 ②自宅と執務室の境界のリスク軽減措置に関してお答えください。

自宅兼事務所の場合は、第三者である家 族に対する特定個人情報保護に対するア クセス制限をどのように講じているかが ポイントとなります。

①と同様に、この点は委託先である社労
 士事務所に対して法律上、監督義務を負う
 ことになる顧問先等から不安視されやす
 い事項です。委託先として、委託者に対し
 て説明責任が果たせるような対策が必要です。



事務所編>1-3 ③パソコン・サーバー等情報機器環境のリスク軽減措置に関してお答え ください。

技術的なリスク軽減措置は、事務所にお けるネットワーク環境及びハードウエ ア・ソフトウエアの使用状況に大きく影響 を受けます。

この設問では多くの必須項目がありま す。これらの項目は必ず対応してください。





●ファイアウォールとは



書いて字のごとく、「ファイア=火」「ウォール=壁」なので、防火壁を意味しま す。では、何が火なのかというと、悪意を持った外部からのアクセス等を意味し、そ れを防ぐ壁ということになるので、イメージでは上記のようになります。

インターネットは当然自らのコントロールが及ばない広域ネットワーク(WAN)で、 悪意に満ちたデータ通信も大量に流れています。インターネット上のデータはパケッ ト(小包と同意)と呼ばれる単位で、IPアドレスという宛先に送られるようになっ ています。インターネットから自分のアドレス宛てに送られてくる小包が、正しい送 り主からのものかどうか、さらには、自分のパソコンに入っている小包が正しく必要 な宛先に送られるかどうかを、図のように事務所の外部との境界にフィルターをかけ る機能のことをファイアウォール(ゲートウエイ型)といいます。

しかし、外部との境界だけにファイアウォールがあれば十分かというと、決してそうとは言えません。例えば図のように、ウイルス感染したUSBメモリをPCに接続すると、パソコンAだけではなく、社内ネットワーク(LAN)等を介してパソコンBも事務所内部でウイルス感染する可能性があります。このような場合でも、各パソコンにファイアウォールソフトを稼働させることで、パソコン等の電子機器自体を単体で守ることができます。従って、ゲートウエイ型のファイアウォールとソフトウエア型のファイアウォールの両方で対策を講じることが安全性の向上につながります。

●ルーターとウイルスソフトの活用

ー般的にファイアウォール機能はインターネットへの接続機器である「ルーター」 に標準装備されている場合が一般的です。まずは、ルーターのファイアウォール機能 がオンになっているかどうかを確認します。

また、いわゆるウイルスソフトにファイアウォール機能が含まれているものも多い ので、そちらも同様に機能を果たすような設定をする必要があります。 事務所編>1-3 ④特定個人情報ファイル取扱のリスク軽減措置に関してお答えください。



事務所編>1-3 ⑤執務室の保管管理に関するリスク軽減措置に関してお答えください。

④と同様に事務所における物理的 な安全管理措置に関してお答えくだ さい。

	※各質問に対して該当する場合に□欄にチェックを入れて回としてください。(複数選択可)
RANK COL	□ 特定個人情報ファイルを取り扱うハードディスク等はラック等に施錠格納している。
	□ 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティ ワイヤー等により固定している。
7716 472758	□特定個人情報ファイルは、外部のクラウドサーバーに格納して、管理区域を事務所内に残さない ようにしている(8及びDパターンのみ)。
世世区城市 ファイル	□ その他の方法でリスク対策をしている。
特定個人情報ファイルで電子 データによるものは、体面性が 良く、デークを損益も膨大なた め、温暖等による影響が大きい ので、それに対するリスク対象 を描いることが運費です。	

事務所編>2 事務所外部との特定個人情報のやりとりのリスク軽減措置>①持参等直接 手渡し

ここからは、事務所外部への特定個 人情報のやり取りに関してお答えくだ さい。

まずは、外部へ直接手渡しする場合 の措置に関してお答えください。

A TT 	2 事務所外部との特定個人情報のやりとりのリスク軽減措置
	①持参等直接手渡し
780	□ 封筒等に入れ、封をし、外部から書類の内容が見えないようにして手渡している。
	営 書類を役所等へ提出する際及び顕明先に持参する際には、書類が外部から見えないように、 ファスナー付き靴等で移動するなどして、安全に移送している。
● ※ 補償におかない	□ 置き忘れ等の防止として、電車等公共の乗り物では、網際に靴を置かず、肌身離さず持ち歩く 事等を実施している。
	□ その他の方法でリスク対策をしている。
ア で事務所内部の安全性確保を	
認しましたが、次に6つの外 しとのやり取りのリスク軽減増	
を確認します。なお、ここに	
にお考えください。	

事務所編>2 事務所外部との特定個人情報のやりとりのリスク軽減措置>②郵送等

次に郵送についてです。郵送に関し ては確実な提供を行うために、リスク 軽減措置が非常に重要です。

厚労省の雇用保険業務等における社 会保障・税番号制度への対応に係るQ &A14において以下のような記述が あります。

「郵便での届出を行う場合は、漏え



い、紛失等の事故を防止するため、安全な方策を講じる必要があり、電子媒体又は書 類等を持ち出す際の安全な方策の例として、追跡可能な移送手段等が挙げられていま す。普通郵便による届出も受理いたしますが、郵送で届出を行う場合は、できるだけ、 追跡可能な書留郵便等による方法での届出をお願いします。」

事務所編>2 事務所外部との特定個人情報のやりとりのリスク軽減措置>③FAX

次は FAX によるやり取りですが、他 の方法と比較して、確実な提供の担 保・確認において事故の可能性が高い 場合も考えられるので、できれば特定 個人情報の FAX による送受信は回避 したいところです。

しかし、やむを得ず FAX を利用する 場合の対応を明確にしてください。



事務所編>2 事務所外部との特定個人情報のやりとりのリスク軽減措置>④メール

手渡し、郵送及び FAX とどちらかと いうとアナログなやり取りが続きまし たが、次はデジタルで一般的な方法で ある電子メールによる送受信です。

なお、電子メールの取扱いでは、特 定個人情報そのものの送受信の対応も 必要ですが、「標的型メール攻撃」等 に対する日常からの対策についても細



心の注意が必要です。

以下本文の内容中の用語に関しての簡易な解説です。

【用語解説】

●標的型メール訓練

セキュリティ対策で時間と費用をかけて、様々な技術的・物理的対策を講じて も、最終的に人的ミスによりセキュリティ問題が生じることがあります。特に、 昨今問題になっているのが「標的型攻撃メール」です。

標的型攻撃メールとは、特定の組織や個人を狙って添付ファイルを開かせたり、 URLのクリックを促し特定のサイトにアクセスさせたりして、ウイルス等感染さ せるものです。厄介なのは、正式な業務や依頼等であるかのように見せかける件 名や本文でメールを送りつけ、受け取る側がだまされやすいようになっている点 です。特に、受信者に関係のある実在の発信元を詐称するケースが増えておりよ り巧妙になっています。

このため、標的型攻撃メールに対しては、利用者は発信元に問い合わせるなど して「受信したメールの信頼性を確認する」、「添付ファイルを開かない」、「リ ンク先を安易にクリックしない」など、十分な注意を払う必要があります。

そこで、標的型メール訓練という教育訓練による対策が広がっています。これ は、攻撃メールを模した無害の訓練メールを職員に送信し、メールに含まれるURL、 リンクあるいは添付ファイルを開封等した場合、「あなたはマルウエアを含む添 付ファイルを開封しました!」という警告等が行われるというものです。それと 同時に、開封した職員名、日時等のデータが蓄積され、まとめて所長へ報告がさ れるという仕組みです。

これにより、受信者は警告等により個人への注意喚起を行うことができ、事務 所としては、訓練のデータを組織の指導等に活用することができます。

●exe ファイル(エグゼ ファイル)

メールの添付ファイルで絶対に開いてはならないのが「exe ファイル」と呼ば れている、実行式ファイルです。ファイルは通常「ファイル名.拡張子」という表 示になりますが、拡張子部分が「OO.exe」というものです(他にも、「.com」 「.bat」「.js」等のファイルにもご注意ください)。実行ファイルとは、コンピュ ータがプログラムとして「解釈し実行できる」ファイルです。よって、クリック をすると、コンピュータがプログラムを解釈・実行し、ウイルス感染等が行われ ます。

なお、「exe ファイル」はいわゆるプログラムファイルなので、それ自身が問題なわけでなく、メール等で送られてきた

自分の意図しないプログラムが実行された場合に問題となります。よって、ご自身の PC に元から入っている exe ファイルを特段削除する必要はありません。

事務所編>2 事務所外部との特定個人情報のやりとりのリスク軽減措置。>⑤クラウドファイルストレージ(インターネット上でのファイル交換システム等)

デジタルによるより安全なデータのやり取りとして活用されるクラウドサービスに関する対策です。

なお、連合会では、データのやり 取りを安全に行うべくクラウドサー ビスを推奨しています。詳しくは連 合会ホームページ(会員専用ページ →業務関連情報→マイナンバー制度 →連合会発信情報)をご覧ください。



事務所編>2 事務所外部との特定個人情報のやりとりのリスク軽減措置。>⑥USBメモリースティック等電子媒体

デジタル技術を使った手軽な安全な やり取りとして USB メモリの利用が 考えられます。

USB メモリに認証・ログ管理・不正 アクセス防止等の様々な機能を搭載し て、インターネットを使わないデジタ ルデータのやり取りが可能となります。 また、お使いの USB メモリで特別

な機能・対応があれば、その他欄に記載して下さい。

事務所編>3 事務所運営におけるリスク軽減措置 ・・・教育・自己点検・監査>①事務 所職員への教育・指導

事務所編の最後に、事務所自体の運 営に関する項目についてお答えくださ い。



まずは、事務所における教育に関する事項です。なお、一人の場合には、文中「も しくは自ら」とあるように、自らに対して行っていることを選択・記載してください。

事務所編>3 事務所運営におけるリスク軽減措置 ・・・教育・自己点検・監査>②自己 点検

次に事務所内における自己点検 に関してお答えください。なお、自 己点検をするには「記録」が前提と なります。

なお、<u>万が一自己点検していない</u> <u>項目があったとしても、このリスト</u> <u>に記載されているものの記録を行</u> <u>っている場合には、必ずチェックマ</u>

<u>ークを入れてください。</u>



また、自己点検の頻度をチェックボックスのプルダウンから選択してください。

事務所編>3 事務所運営におけるリスク軽減措置・・・・教育・自己点検・監査>②監査

自己点検以外に監査を行っている 場合に、監査に関してお答えください。

なお、監査とは第三者によるチェッ クのことですので、一人事務所では 内部監査は物理的に不可能なため、 内部監査に対応する項目にはチェッ クを入れることは出来ません。外部 監査を受ける場合には「その他の方



法でリスク対策をしている」の欄にご記載ください。

以上で事務所編が終了しました。 続きまして、「事務取扱方法編」に移ります。

事務取扱方法編

事務取扱方法編

ここからは具体的な事務の取り扱い方法に関して評価書作成内容を選択・入力していきます。

右のように特定個人情報の「入手 →使用→提供→保管・消去」の各取 扱い方法に関してお答えください。



事務取扱方法編>1 業務フロー図

事務取扱方法にお答え頂くために、 業務フローを明確にする必要がありま すので、業務フロー図を作成してくだ さい。

業務フロー図は2種類あり、全体の 業務フローを一枚でまとめた全体版と、 入社・退職・給付等の各場面でリスク を洗い出す詳細版の2種類があります。

連合会のホームページに、全体版及



び詳細版のサンプルが用意してありますので、ダウンロードして、必要部分を加工し てお使いください。

なお、作成ツールで全体版を選択すると、評価書「(別添1)事務の内容」に全体 版が張り付いた形で提供されますが、加工の必要がある場合は、加工して貼付け直し てください。

また、詳細版を選択した場合には、枚数も増えるため、評価書に添付することで業務フロー図を明らかにしてください。この場合、「(別添1)事務の内容」には「事務の内容は添付資料の通り」と記載してください。

事務取扱方法編>2 特定個人情報の入手 >①目的外に入手しないための対策

ここから具体的な特定個人情報の取 扱方法に関してお答えください。

まずは、「入手」において目的外入 手しないための対策に関してです。

設問中に「入社連絡票」及び「個人 番号報告書」という帳票名があります が、連合会ホームページに以下のよう なサンプルが掲載されています。

	2 特定個人情報の入手
1 入手	①目的外に入手しないための対策
+	(複数選択可) ●
2 使用	提供を受ける「入社連絡集」や「決量定除等中告書」等により、記載されている対象者・対象集 線であるなどの確認をしている。
÷	■ 顧知先から入手する情報は、「個人都号報告書」や「入社連結果」等に記載する項目を必要 最低限のものにする等により、必要な情報以外を入手することを防止している。 □ Z edwerster 34/10 X 単純 かまうます。
3 提供	
+	

なお、業務取扱に関しては、各事務所で独自な方法によりリスク軽減措置を行って いることが考えられるので(ただし、例文と同等レベルのもの)、その場合には、他 の設問同様に「その他の方法でリスク対策をしている」欄に記載ください。





事務取扱方法編>2 特定個人情報の入手 >②正しい方法で入手するための対策

次に、特定個人情報(マイナンバー 自体)を正しい方法で入手するための 対策に関してお答えください。

こちらも独自の方法が考えられるの で、その場合は「その他の方法でリス ク対策をしている」欄にご記載くださ 610

	2 特定個人情報の入手
1 入手	②正しい方法で入手するための対策
÷	(複数選択可) 「 範疇な ア 母 」 無言を 】 ます Z 時に 正 」 ブ 田 目向い 小海知 パアラス とうな 読み 、 ス へな 行き ()
2 使用	 ■ 新聞力と個人無うとステラビの中に並びべか可加加の認知がしているう加強していないました。 □ 顧問先で個人勝号を入手する時に、正しい本人種認ができるよう指導し、その権認をしている。
+	
3 提供	
3 提供	
3 提供 ↓ 4 保管·消去	

事務取扱方法編>2 特定個人情報の入手 >③入手した内容が正しいことを担保する対 策

務取扱方法編

マイナンバー法の中核をなす考え方 に「本人確認」があります。

「番号確認」+「身元(実在)確認」 =「本人確認」ですが、この両方が正 しく行われて初めて、正しい特定個人 情報の入手となります。

こちらも独自の方法が考えられるの で、その場合は「その他の方法で対策 をしている」欄にご記載ください。

2 特定個人情報の入手 ③入手した内容が正しいことを担保する対策 (複数選択可) ÷ 顧問先から入手する「個人番号」は、「個人番号報告書」等の視式にて、顧問先で本人確認済 みであることを確認し、入手している。もしくは、従業員本人から直接入手する場合は、委託を受 ける社会保険労務士が、本人確認を行い個人番号を入手する。 2 使用 入手した特定個人情報は、「個人番号報告書」(又は、「通知カード」、「個人番号カード」のコ ビー等)の入手・突合にて正しいことを確認出来る手段をとっている。 ŧ 個人番号の内容に変更がないか年一回程度確認を行い、変更があった場合「個人番号報告 書」等の提出により、特定個人情報の正確性が確保できるよう措置をしている。 3 提供 こその他の方法で対策をしている。 ÷ 4 保管・消去 終7 保存 戻る □ 確認しました 次へ進む

の対策

以上のプロセスで正しく特定個人情 報を入手することになりますが、入手 した内容が漏えい・紛失しないような 対策が必要となります。

こちらも独自な方法が考えられるの で、その場合は「その他の方法で対策 をしている」欄にご記載ください。

事務取扱方法編>2 特定個人情報の入手 >④入手した特定個人情報の漏えい・紛失へ

	2 特定個人情報の入手
1 入手	④入手した特定個人情報の漏えい・紛失への対策
+	(複数選択司)
2 使用	 じている。 この他の方法で対策をしている。
T	
	-
3 提供	
3 提供	
3 提供 ◆ 4 保留·消去	※「事現所編」の「2事務所外部との特定個人情報のややとりのリスク経動措置」以外であれば記 して下さい。 「二素字の用意味知い説わた」まが「またわり」にさいないので、マンス

事務取扱方法編>3 特定個人情報の使用 >③ファイルが不正に複製されないための対策(自動入力のため①②省略)

ファイルの不正複製対策に関して お答えください。こちらも、各事務所 で独自な対策が考えられますので、そ



の場合には「その他の方法で対策をしている」を選択ください。

事務取扱方法編>4 特定個人情報の提供 >①正しい相手への提供できるような措置 (自動入力のため②省略) ③ファイルが不正に複製されないための対策

次に特定個人情報の提供に関し マお答えください。②に関しては システム等に関する事項であるた め、そちらの設問から自動入力さ れます。

まずは、正しい相手へ提供でき る措置に関して、続いて、提供し た記録に関しての措置に関してお 答えください。



事務取扱方法編>5 特定個人情報の保管・消去 >①正しい消去措置

次に特定個人情報の消去・保管に 関してください。

まずは、正しく消去できる措置に 関してお答えください。なお、消去 方法に関しては様々な方法が考え られますので、その場合は「その他 の方法で対策をしている」に記載し てください。

_		5 特定個人情報の保管・消去
	1 入手	
	+	(複数進択可)
		①正い湖去措置
	2 使用	期間を経過した情報の削除は、システムプログラム等で削除処理を行い、申請書及び届出書等 の新規体については、シストルダーに上ス執系おしくは外的解決に上ス物転が理察を行い、声楽展
	T	の加速時については、シュレッシーにようなからしてはションの単価によう時期の生ませた110、地震な 歴を記録する。
-		□ 誤って廃棄、消去しないように、事務取扱責任者が確認をしてから、廃棄、消去の手続きを行 3、たい、事務加払券にあけたははなって知らい「応認」アいる。
	3 提供	う。また、事務4000日に有は325年とみかうに増加さしている。 一 廃棄、済去の際には、いつ、誰が、どのような方法で、何を消去・廃棄したのかを記録し、保存し
L		ている。
	*	ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的に破壊する又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
Ĩ.,	4 保管·消去	□ その他の方法で対策をしている。
	and the state of the	
(R3	存	戻る □確認しました 次へ進む 終了

事務取扱方法編>5 特定個人情報の保管・消去 >②正しい保管措置

次に特定個人情報の保管に関し てお答えください。

この消去方法に関しても様々な 方法が考えられますので、その場合 は「その他の方法で対策をしてい る」に記載してください。

	5 特定個人情報の保管・消去
1 入手	-
1	(複数選択可)
•	②正しいバックアップデータ保管対策
2 使用	□ 媒体に保存したパックアップ用データは、次回パックアップ時にデータを上書きすることにより削除し、削除爆墜を記述 する。
1	5.0. □ パックアップデータは暗号化・パスワードを設定し、その電子媒体は施設可能なロッカーや書庫、金庫等に保管する
•	□ 事務所内にあるパックアップ媒体については、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去し、実施記録 とっている。
3 提供	○ ワラウドサービス事業者やデータ保証事業者等のデータの保証場所が国外にある場合、顧問先との契約上問題だいか、契約時(集者選定時)に確認している。
+	□ パックアップデークは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用液体に書き出した後、入退館管理を行っているクラクと 事業者によって遠隔地にて保管されている。
	□ その他の方法で対策をしている。
4 保管・消去	

事務取扱方法編>6 使用するシステムの情報 >①個人番号を取扱うシステムの範囲

最後に使用する業務システムの情 **PBR WAD**方法編 報を選択してください。

範囲」に関して、3画面にわたって該 当するものを選択して頂くことにな ります。ここで重要なのは、一度選択 したら他の画面で他のシステムを選 <u>択しないという点です。</u>一つしか選択 できないようにはなっていないため、



ご不便をおかけしますが、この点ご注意ください。

なお、3画面にわたって分類1・分類2・分類3と別れているためにわかりにくい かもしれませんので、まとめると以下の表のようになります。

例えば、「分類1」の一番上は、「①個人番号管理システム」で「個人番号管理・ 保管」している。そして「②社会保険労務士業務システム」で「①に連携で個人番号 利用」し、「③賃金計算関係システム」においても「①に連携で個人番号利用」とい うことになります。

	①個人番号管理システム	②社会保険労務士業務システム	③賃金計算関係システム
分	個人番号保管・管理	①に連携で個人番号利用	①に連携で個人番号利用
類	個人番号保管・管理	①に連携で個人番号利用	—
1	個人番号保管・管理	—	①に連携で個人番号利用
	個人番号保管・管理	①に連携で個人	、番号利用
分	個人番号保管・管理	個人番号保管・管理・利用	個人番号保管・管理・利用
類	—	個人番号保管・管理・利用	個人番号保管・管理・利用
2	個人番号保管・管理	個人番号保管・管理・利用	—
	個人番号保管・管理	—	個人番号保管・管理・利用
	個人番号保管・管理	個人番号保管・	管理・利用
分	—	個人番号保管・管理・利用	—
類	個人番号保管・管理	—	—
3	—	—	個人番号保管・管理・利用
	—	個人番号保管·f	管理・利用

事務取扱方法編>6 使用するシステムの情報 >②個人番号を取扱う対象人数

次に個人番号を取扱う対象人数を選択します。



事務取扱方法編>6 使用するシステムの情報 >③システムのへのログイン方法

次にシステムのログイン方法に関し てお答えください。

なお、一番上の設問は、1人用のパ ソコン等であってもIDとパスワードを 設定して、ログインすることを徹底し ていただくことを意図し、あえて記載 してあります。

事務取扱方法編>6 使用するシステムの情報 >④パスワードの変更と内容

次にパスワードの管理に関しての設 **##1045法#** 問です。

パスワードの管理は、セキュリティ 対策の基本ですので、十分な対応が必 要となります。



事務取扱方法編>6 使用するシステムの情報 >⑤システムログの記録

次にシステムログに関しての設問 です。

入手から管理・消去で「記録」の 重要性をご説明しましたが、システ ム上の記録であるログの管理も非常 に重要です。



事務取扱方法編>6 使用するシステムの情報 >⑥システムの利用開始日

次にシステムの利用開始日を記載 してください。

システムの導入時期が違っている 等、使用するシステムの違いにより利 用開始日が違う場合には、出力された 評価書(エクセルシート)に直接修正 してください。

	6 使用するシステムの情報
	⑥システムの利用開始日
XXXX XX XX	
業務システムの利用開始日	
5	

委託編

委託編

ここから先は、委託をしている場合の みお答えください。委託をしていない場 合は「委託していません」を選択すると、 終了の画面に移ります。

なお、委託先に関してはモデル評価 書にて3つまでの記載になっているの で、ここでも最大3としています。それ 以上委託がある場合は、評価書に直接、 入力してください。



なお、クラウドサービス事業者に関して、実際委託契約を行っていない場合でも、 本評価においては、委託と同等と判断して、リスク軽減措置に関してお答えいただく ことにしております。クラウドサービス事業者は選択肢の「データ運用・保管」にあ たります。

委託編>1 委託先●の概要と体制 >①名称と取扱人数

まずは委託先事業者の名称と委託内 容及び委託先人数を記載してください。 委託先人数とは、委託先での特定個人

情報の取扱者数のことです。

なお、クラウドサービス事業者に関し ては、当該委託に関する質問事項に関し て、事前に情報提供を依頼して、回答が あった事業者の回答内容を、順次連合会

1 委託先 1 の概要と体制 ① 名称と取扱人数 委託売事業者名 委託内容 * 溶解-统部等质窦処理 ○事務所パノコン、サーバーの保守・管理業務 ○デー9運用・保管業務 委託先人数 * 10入未満 [○] 10人以上50人未満 □ 50人以上100人未満 □ 100人以上500人未満 ○ 500人以上1,000人未満 01.000 ANE 保存 同る □ 確認しました 次へ進む 終了

ホームページに掲載しますので、そちらをご覧ください。

委託編>1 委託先●の概要と体制 >②名称と取扱人数

次に委託先事業者の管理体制に関し お答えください。

	④ 名称と取扱人数	
0 0	委託先事業者名	
泡解·燒却等廣葉事業者	委託内容	* 油解-统却等座奥処理
		○ 事務所パノコン、サーバーの保守・管理業務
		○ デー9週用・保管業務
÷ a /	委託先人数	* 10入未満 0 10人以上50人未満
		○50人以上100人未過 ○100人以上500人未過
		○ 500人以上1,000人未満 ○ 1,000人以上

委託編>2 委託先●の概要と体制 >①特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限

次に委託先において特定個人情報を 閲覧したり、更新したりする場合の制 限に関してお答えください。

なお、これ以降クラウドサービス事 業者等で確認しても、委託契約ではな いため未回答の場合等が考えられるた め、「確認したが不明」という項目が 設けられています(具体的な反映は有 りません)。



委託編>2 委託先●の概要と体制 >②特定個人情報ファイルの取扱いの記録

委託先における特定個人情報の取扱 いに関する記録状況に関してお答えく ださい。

	2 委託先 1 の特定個人情報ファイルの取扱い
非定個人情報ファイルの 取扱いの記録	②特定個人情報ファイルの取扱いの記録
	(建設選択可) 一 委托先において、特定個人情報の利用電型について、当該委托集務契約員了まで記録する。 一 [23時時393年95日前春、マニンアスト等の記録を受領している。 一 [46番の余今: 管理、デーク運用・保管3単約完了新告書等の記録の受損している。 一 そめめ記録方法
	□韓国にたが不明

委託編>2 委託先●の概要と体制 >④特定個人情報の消去ルール及び確認

委託先において特定個人情報を消去 する場合のルール及びその消去自体の 確認方法に関してお答えください。

	2 委託先 1 の特定個人情報ファイルの取扱い				
委託契約書	③特定個人情報の提供ルール及び確認				
	(複数選択可)				
	【委託先から能者への提供】				
	□ 委託先育から他者への特定個人債報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。				
	□ 必要があれば、当事務所が現地調査を行うことも可能とする。				
定個人情報の提供・消去	□ 遵守の確認については、単務報告書、東進報告書等にて行う。 □ スーム・システィン				
ルールの確認時	CO/18/0 #0807524				
	□ 確認したが不明				
· · ·					

委託編>2 委託先●の概要と体制 >④特定個人情報の消去ルール及び確認

委託先において特定個人情報を消去 する場合のルール及びその消去自体の 確認方法に関してお答えください。

	2 委託先 1 の特定個人情報ノアイルの取扱い
委託契約書	⑥特定個人情報の消去ルール及び確認
時定個人情報の課任・消去	(確認 展沢可) □ 数に契約時等に、「提供資料の返還」、情報の消去、立入検査等」を明記した契約を締結して いる。 □ (常解等) 処理の返明書、マニコ2よび得の記録を受領している。 □ (常解等) 処理の返明書、マニコ2よび得の記録を受領している。 □ この他の知道方法
ルールの確認等	

委託編>3 委託先との契約内容

次に委託先との契約内容に関してお答 えください。

なお、クラウドサービス等の場合に委託 契約ではなくても、サービス利用に関する 契約等において守秘義務等が定められて いると考えられますので、その内容に関し てお答えください。



委託編>4 委託先の再委託

最後に委託先がさらに他の事業者へ再 委託しているかどうかお答えください。

なお、委託先が複数件ある場合は、再度 「委託編>1 委託先●の概要と体制> ①名称と取扱人数」が表示されますので、 同様にお答えください。



完了> 評価書の出力

以上ですべての項目にお答え頂きまし た。

最後に、評価書を出力するために、「出 力する」ボタンを押して完了です。

なお、出力するボタンを押すと、エクセ ルファイルを保存するファイル名と保存 場所の指定を要求されるので、適当な名前 と場所を指定して保存してください。

÷	 ることになります。ちば枕さ村正

第二部

評価書確認のポイント

評値	西書の構成	P27
Ι	基本情報	P28
I	特定個人情報ファイルの概要及び「(別添2)ファイル記録項目」	P29
Ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	P33
IV	その他リスク対策	P37
V	開示請求、問合せ	P38
VI	評価実施手続	P38

評価書の構成

表紙及び項目一覧

出力評価書はエクセルファイルで出力さ れます。下段ワークシート見出しの一番左 端にある、最初のシート「表紙」及び次の シート「項目一覧」の説明から始めます。

「表紙」に関しては、右のようなシー トが出力され、評価書の基本的な情報が 表記されます。

点線枠で囲ってある箇所をご確認くだ さい。先ず、①②及び④が作成ツールで 選択した評価書のパターンと合致してい るかチェックしてください(Aパターンの 評価書番号は1となり、B・C・D・Eは それぞれ2・3・4・5となります)。 また、③及び⑤に事務所名が正しく反映 されているかもご確認ください。なお、 ⑥公表日にはファイルの作成日が自動的 に入力されますが、実際に自己宣言をす る日付に修正してください(なお、社労 士版評価書では「公表」は必須ではあり ません)。

項目一覧には評価書の各構成が記されて います。なお、Eパターンの場合には、「I 特定個人情報ファイルの概要」及び「(別添 2)特定個人情報ファイル記録項目」は必要 ありませんので、「該当なし」として補足付 記してください。また、該当なしと補足付記 したシートは印刷しないでください。

ワークシート見出し



表紙

℩¬定個人情報保護評価書(全項目評価書)



項目一覧

Ι	基本情報
(別添1)事務の内容
Π	特定個人情報ファイルの概要
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
ш	特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策
IV	その他のリスク対策
v	開示請求、問合せ
vī	評価実施手続
(別添3)変更箇所

I 基本情報

I 基本情報 及び (別添1)事務の内容

「I 基本情報」シートには、 「1.特定個人情報ファイルを取り扱 う事務」から「8.他の評価実施機関」 までの、事務所における特定個人情 報ファイルの取扱いの基本情報が入 力されています。また、取り扱いの 事務の内容を業務フロー図を使って 補足するために「(別添1)事務の 内容」シートが別添されています。

作成ツールで自動的に入力された 内容を確認してください。特に点線 枠で囲ってある①の対象人数及び ②の事務所名、代表者名は必ずご確 認ください。

また、確認が終わったら、印刷プ レビューでセル全体が正しく印刷 されるように収まっているか、途中 で改行がされていないか、文字が切 れていないか等の確認を行ってく ださい(すべてのシートに共通する チェックポイントです)。

また「(別添1)事務の内容」に は作成ツール「事務取扱方法編>1 業務フロー図」で全体版を選択した 場合には、あらかじめ全体の事務の 業務フロー図が張り付けられてい ます。詳細版を選択した場合には、 添付資料として、評価書の巻末に添 付してください。なお、全体版・詳 細版ともに連合会のホームページ にワードのデータが用意されてい ますので、必要に応じ、事務所の実





(別季1) 事務の内容

態に合わせて訂正してください。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要及び「(別添2)ファイル記録項目」

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>1.特定個人情報ファイル名及び2.基本情報

「I特定個人情報ファイルの 概要」シートには、「1.特定個 人情報ファイル名」から「8.備 考」までの、取り扱う特定個人情 報ファイル自体の概要が入力さ れています。また、具体的な特定 個人情報ファイルの記録項目を 補足するために「(別添2)ファ イル記録項目」シートが別添され ています。

「I 基本情報」シート同様に 作成ツールで自動的に入力され た内容を確認してください。なお、 確認するポイントですが、先ず点 線枠で囲ってある①にファイル 名が入力されているかを確認し てください。ファイル名が入力さ れていない場合はそのシートは 印刷対象外となります。作成ツー ルの「事務取扱方法編>6 使用



するシステムの情報 >①個人番号を取扱うシステムの範囲」でシステムを選択する ことにより、選択内容が自動入力されます。評者書のエクセルファイルには「Iファ イルの概要(1)」「Iファイルの概要(2)」「Iファイルの概要(3)」3シートが既定で 用意されているので、不要な箇所を印刷しないように、ご注意ください(システムで 自動に非表示とできないため、各自でご対応お願いいたします)。

次に、枠線②の「ファイルの概要」はすべてシステム用ファイルになっていますが、 例えば個人番号管理システムを、業務ソフトではなく、ご自身でエクセル等の表計算 ファイル等を利用して作成している場合には、枠線②の「ファイルの概要」のセルを クリックし、プルダウンメニューから「その他の電子ファイル」を選択してください。 また、枠線③の「対象となる本人の数」は「I基本情報」での対象人数と単位が違い ますが、作成ツールで選択した内容が反映されています。また、枠線④には事務所名 が反映されているか確認してください。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>3.特定個人情報ファイルの入手・使用

次に「I特定個人情報ファイルの概要」シートの「3.特定個人情報ファイルの入手・使用」の確認です。

先ず枠線①に「入手方法」とし て、事前に想定される入手方法が 記載されていますが、必要のない ものは〇を外してください。また、 枠線②の「使用目的」の表示内容 が多いので、すべて表示されてい るか確認してください。

枠線③は作成ツールで選択した 事務所の取扱い人数が反映されて いるか確認してください。枠線④ も同様に作成ツールで入力したシ ステム使用開始日が反映されてい るか確認します。その他の項目は、 自動入力された内容を確認してく ださい。



Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>4.委託

次に「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」シートの「3.委託」の確認です。

先ず枠線①「委託の有無」の委 託数と②の「委託事項」「委託内 容」が正しく反映されているか確 認します。なお、委託事項は1か ら3までありますが、委託事項 I のみの場合は⑥のように空欄とな ります。

次に枠線③の「対象となる本人 の数」として、ツール「事務取方 法編>6 使用するシステムの情報 >②個人番号を取扱う対象人数」 で選択した人数が反映されていま すが、委託先での取り扱いに相違 がある場合に選択しなおしてくだ さい。また、枠線④「委託先にお



ける取扱者数」は作成ツールで選択した委託先の取扱い人数の反映を確認いただき、 「再委託の許諾方法」は作成ツールの再委託に関する選択項目の反映を同様に行いま す。

I 特定個人情報ファイルの概要>5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

次に「II特定個人情報ファイル の概要」シートの「5.特定個人 情報の提供・移転(委託に伴うも のを除く。)」の確認ですが、枠 線①「提供する情報の対象となる 本人の数」及び②「提供方法」が 実態と異ならないか確認してく ださい。その他の項目は、特に確 認の必要はありませんので、入力

5.特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[C]提供を行っている (3)件 [] 移転を行っている ()件
	[]กิจถึงนั้ง
提供先1	公共職業安定所(ハローワーク)
①法令上の根拠	番号法第19条第2号
②提供先における用途	雇用保険 - 安特教(予告) (1) - (朱柔手)(1) (名)(上金中(1)) - 安特表天手(1)) (1) - 安特表天手(1)) (1)
③提供する情報	各法令に迫い、当該手読事務に関する情報であって、主務省令で定めるもの
@提供する情報の対象となる 本人の数	<
の提供する情報の対象となる 本人の範囲	委託者である顧問先の従業員
@提供方法	[] 傳報提供ネオワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [C]電子記録媒体(フラッシュメモリ応除く。) [C] フラッシュメモリ [C] 紙 [・ その他 ()
①時期·頻度	手統発生の都度
提供先2	医療保険者

された内容を確認してください。

なお、移転先はありませんので、グレーになっています。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>6.特定個人情報の保管・消去及び備考

最後に「I特定個人情報ファイ ルの概要」シートの「6.特定個人 情報の保管・消去」の枠線①に作 成ツールで選択等した保管に関す る内容が反映しています。また枠 線③には同様に消去に関する内容 が反映しているので、確認してく ださい。

なお、枠線2「保管期間」の期 間は空欄になっていますが、その 下の妥当性にあるように法定保存 期間等によって変わってくるので、



ここでは明記していません。また、最後の備考は空欄のままで結構です。

Ⅱ (別添2)ファイル記録項目

なお、別添2としてファイル記 録項目を添付していただきます。

こちらの項目には、自動的に各 業務システムに対応する、必要最 低限の記録項目を記載してありま す。必要に応じて追加いただくこ とは可能ですが、特段の理由がな い限りこのままの状態で次にお進 みください。



■ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

■特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策>1.特定個人情報ファイル 名及び2.特定個人情報の入手

「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取 扱いプロセスにおけるリスク対策」 シートには、「1.特定個人情報ファ イル名」から「6.特定個人情報の保 管・消去」までの、特定個人情報フ ァイルの取り扱いプロセスにおける リスク対策が入力されています。こ れらは作成ツールの「事務取扱方法」 で選択等頂いた内容が反映されてい ます。よって、「入手→使用→提供 →保管・消去」において正しく反映 がされているか、まずはご確認くだ さい。例えば、入手では枠線①が「対 象者以外の情報の入手を防止するた めの措置の内容」として正しく反映 されているかどうかを確認します。

なお、枠線②のように、対策は「+ 分である」ということが予め固定値 で入っています。よって、空欄等が 多い場合でどうしても「課題が残さ れている」とせざるを得ない場合以 外には、「+分である」として、そ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 *** 個間先従業員等(被保険者台帳)情報ファイル 対象者以外の情報の入手をに、」
■1411をがい個人を子の提供を受ける場合は、「個人を子和合参」等により提供を受け、別は接所を受けっ(月 するための情報の内容 ■1511を助の情報の内容 必要な情報以外を入手すること と防止するための措置の内容 1) (数)のまたまた。 特になし その他の措置の内容 分である 1 く頃取除う 11 位に力を入れている 3) 最悪が残されている 十分である 25 十分である リスクへの対策は十分か リスク2: 不適切な方法で入手が行われる! 観問先で得人者号を入手する時に、正しく利用目的の通知ができるよう指導し、その確認をしている。 観問先で得人者号を入手する時に、正しい本人確認ができるよう指導し、その確認をしている。 リスクに対する措置の内容 <資税時> 1) 特に力を入れている 十分である 1 E 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている リスク2: 入手した特定得人情報が不正確であるリスク ■周先から入手する「個人番号」は、「個人番号者会會」何の換点にて、■周先で木人電販済みであることを電源 し、入手している。もしば、花倉島本人から重修入手する場合は、発発を受ける社会探検労務土が、木人電源を い自人書きそうと手する。 入手の際の本人確認の措置の内 御人書号の真正性確認の措置。 ↓年した特定個人情報は、「個人客号報告書」(文は、「通知カード」、「個人客号カード」の□ピッ 1証しいことを確認出来る年段をとっている。 特定書人情報の正確性確保の措 の内容 初入客号の内容に変更がないか年に一度程度確認を行い、変更があった場合∫初入客号報告書」等提出により 特定初入情報の正確性が確保できるよう措置をしている。 その他の措置の内容 特になし く資収聴> 15 特に力を入れている 35 課題が残されている C 十分である 1 2) 土分である リスクへの対義は十分が リスク4: 入手の際に特定得人情報が満えい。紛失するリスク 【直接手表】 ↓星旅宇規】 対高等に入れ、対をして外掛から書類の内容が見えないようにしている。 著事号では、カバンを構築に発せずに、机身種さず持ち歩く。 →441 (3) ******* 男視事故や本人(担当者)以外の開封を登けるために書留男視を利用している。 (1794) 確実に送受信するために、相手に募前に送信の連絡を行い、送信する。 受信した用紙を滞留させない、また、FAXのデータが満測しないような探全を行っている。 [(メール添付] はった対する時間の内 ールの暗号化、添付ファイルの暗号化及びパスワードロックされたものを送ってもらっている。 アールが増大に、ボイブチョルの増大になびインジーにコッシャにとめがを知っている。 (ラックアットドム・シンスンズ) 「コックドム」シンステでなる者を現在している。 #素料料」や社様発展的で用ビアシスができない仕能かで対応している。 (素料料)・ビオタング(基本者のガービスを利用している。) シンステリンスティング) フィールを表の第には他のファイルが満し、パスワードロックをかけている。 (10-2)、「シンスターム」「基の創業を表し続くたらかりを記録した場合者をそれまで、長安している。 +分である リスクへの対策は土分加 25 十分である 3} 課題が残されている 検定書人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く、)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 きになし

分である。

の上で具体的対策の充実を図るようにしてください。なお、この「十分である」に関する確認は「3.特定個人情報の使用」から「6.特定個人情報の保管・消去」まで行ってください。

また、枠③のように多くの対策が入力されている場合は、セルの表示が途中で切れ る等の場合もありますので、印刷プレビューで確認して、必要あれば行の高さを調整 してください。これは、本評価書に共通する注意点です。 次に「3. 特定個人情報の使用」 ですが、こちらにも作成ツールで 選択等した内容が反映されている か、また十分であるという固定値 に相応する内容が入っているかを 確認してください。

なお、枠線①に「宛名システム」 という見慣れない名称があります。 これは行政等で使われるシステム の呼び名で、社労士版評価書で言 われる「個人番号管理システム」 とほぼ同意であるということで、 取り扱いください。

※「アクセス権の管理」に AB パターンで「行っていない」が入 っている場合、枠線②の記載内容 から考えると「行っている」と表

リスク	1: 目的を超えた紐付け	、事務に必要のない情報との	細付けが行っ	われるリスク	
府(二) の内容	、ステムキーにおける 推進	宛名システム等に該当する:	システムを使	用Lない	(1)
事務5 テムに	で使用するその他のシス おける措置の内容	当該争務に不要ない客は保 運用はログインIO、バスワー なお、ログインIOにより、「い アクセス記録を残している。 システムを使用する際には で、誰の情報を取り扱ったか	持しておらず -ドが必要とな つ」・「どの端 ログイクバロ、 ノ い分かるよう証	必要のない情報との紐付けれ いりアクセス権限を制限してい 末で小「誰の情報を取り扱っ? くスワードが必要であり、ログ はな残している。	は行われない。また、データの管理。 、る。 とか]等が分かるようにシステム内に イン4Dにより、誰が、いつ、どの端末
その伯	他の措置の内容	特になし			
リスク	への対策は十分か	[十分である	1	<澤択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 権限のない者(元職)	員、 アクセス権限のない職員	痔)によって不	正に使用されるリスク	
1 −t	「認証の管理	[ಗ್ರಾಗುತಿ]		< 澤枳胺 > 1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	ユーザID及びパスワードに 6か月に1回パスワード変更	よる認証を行 を行う。	ว ている。	
アクセ 管理	マス権限の発効・失効の	[กิวสมนม]		< 澤択肢 > 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法 特定個人情報を操作できる担当者は自分のみであるので行っていない。					١.,
アクセ	ス権限の管理	[กิว ณชน_]	-	< 漢択肢 >	
	具体的な管理方法	同居家族を含め、自分以外	の者がアクセ	ス出来ないようにアクセス権	腰酸定している。 > (2)
特定(圏人情報の使用の記録	[記録を残している	1	1)記録を残している	2)記録を残していない
	具体的な方法	ログインIDにより 誰が、い る。	っ、どの端末	で、誰の情報を取り扱ったか語	己録し、その記録は3年間保存してし
その伯	他の措置の内容	特になし			
リスク	への対策は十分か	[十分である	1	< 選択肢 > 3) 課題が残されている	
リスク	3: 従業者が事務外で値	三用するリスク			
りスク	に対する措置の内容	従業者が存在しないため、! きない様に、入室制限やアク	リスクの発生に リセス制御等な	はしないが、家族のリスクを認 E実施している。	識し、機器や書類に、容易に使用で
	への対策は十分か	[+分である	1	< 選択肢 > 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク					
טקט טקט	4: 特定個人情報ファイ	ルか不正に複製されるリスク			
לגע לגע לגע	4: 特定個人情報ファイ に対する措置の内容	同上			
טבט טבט טבט טבט	 特定個人情報ファイ に対する措置の内容 への対策は十分か 	NDYY上に観察されるリメン 同上 [十分である	1	< 澤択酸 > 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である

示されるのが、妥当である場合があります。その場合には、大変お手数ですが、手作 業で「行っている」に修正願います。

■特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策>4.特定個人情報ファイルの委託

本来は特定個人情報の取扱いのプ ロセスなので「入社→使用→提供→ 保管・消去」の順なので、「提供」 となる順番ですが、評価書ではここ で「委託」が入ります。

よって、委託をしていない場合は、 ここは飛ばしていただきますが、委 託がある場合は、契約等も含めて、 リスク措置を確認すべき点が多々あ りますので、作成ツールで選択等し た内容が反映されているか、よく確



■特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策>5.特定個人情報ファイルの提供・移転

次に「特定個人情報ファイルの 提供・移転」ですが、社労士版評 価としては、評価書における「移 転」の趣旨が社労士業務への適用 にそぐわないと判断し、「提供」の みのリスク措置を確認します。

作成ツールで選択等した内容が 反映されているか、よく確認して ください。

特定(個人情報の提供・移転の	「 記録を残している	1	< 選択肢 >	
記録				1) 記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法	特定個人情報の提供に関する。	ルールを	:定め、業務処理簿にて記録をし	ત્તા પઢ.
特定の関する	↓ 個人情報の提供・移転に 5ルール	[定めている	1	< 資択肢 > 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転に限	するル・	 ールを定め、法令で定められた引	 F続きのみ、提供を行うことして、
その1	他の措置の内容	特になし			
025	1への対策は十分か	[十分である	1	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 3) 課題 <u>が残されている</u>	2) 十分である
リスク	12: 不適切な方法で提供	共移転が行われるリスク			
טקני	(土地)) リスクに対する場合の内容 またとを防止している。 素務処理等等によりいつ、誰が、どの処理を提供(提出)したが等を把握できるように記録している。				
025	1への対策は十分か	[十分である	1	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク	13: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った相手	に提供	移転してしまうリスク	
1170	川に対する措置の内容	(田振による提供) 譲った内容で入力 登録しない。 認を行っている。 掲出の際に見出先が間違って、 増出の際に見出先が間違って、 増出るには、書質都使見 (電子低体)にすっシッムメモレ際で (電子低体)にすったので、 に=GOV] 誤った内容で入力・登録しない。	 よう、届出 ないか、 い	ーーーーー うの内容とシステムに入力した内 事務取扱担当者は、再度確認 の恐れがない方法を採用して の場合] 諸日付等のラベリングを行って の内容と入力した内容に減りがな	ーーーー 唐 国初がないか、 適宜突合せ を行っている。 、べる。 いる。 れいか突合せ確認を行っている。
	2への対策は十分か	[十分である	1	< 選択肢 > 1) 持に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク		転や情報提供ネットワークシステ	よを通	じた提供を除く。)におけるその他	のリスク及びそのリスクに対す
リスク 特定(措置	個人情報の提供・移転(ま 		· · · · ·		

■特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策>7.特定個人情報ファイルの提保管・消去(6.情報提供ネットワークシステムとの接続 は社労士版非該当)

最後に「特定個人情報ファイルの提 保管・消去」に関してですが、右図の 評価書をご覧になるとわかるように、 非常に多くの情報を入力して、リスク 軽減措置を行う分野です。

しかしながら、このリスク軽減措置 に関しては、作成ツールで順序立てて 確認してきましたので、評価書上では、 それらが正しく反映されているかを確 認してください。特に①の物理的対策 及び②の技術的対策は、顧問先等の関 心も高く、第三者が見てもわかりやす い内容でもあります。

なお、分量が多くなることが予想されるので、上述しましたがが、セルが 印刷で切れることがないように、プレビュー機能等で確認してください。

リスカ1: 特定個人情俗の違う	(1)・滅失・殺損リック			
DNSCEIRHINGS-###	[র্জেগ্রিল তারক।	」 <u><</u> 温線回 □ □ 持に	良> :力を入れて最守している	21 +分に進守している
2 次 全管理体制	【 +分に儲積してい	<u>81 +24</u> る 1 <通線回 る 1 1 特に	1 <u>に通行していない</u> 長> :カを入れて 協会 している	4) 1000000ではない 2) +分に啓蒙している
國安全管理規程	【 +分に儲備してい	<u>81 +27</u> る 1 く温校語 る 1 11 特に		2 +分に儲備している
国安全管理体制・規程の業員	[+分に周知してい	81 +24 3 1 <通線回 3 1 時に	-に留着していない 戻> :カを入れて周知している	2 +分に周知している
国物理的财策	[+分に行っている	8] +27 	12月日していない 力を入れていた。193	2 +分に行っている
見林約ち対策の門書	■無所等の効果が、40 の実施、5名間、40 にある、2名間、40 にある、2日、40 にある、2日、40 には、2012年ペースは効果 はないたまではあるべく、スは効果 はないたまでは、40 にないたまで、40 にないたまで、40 にないたまで、40 にないたまで、40 にないたまで、40 にないたまで、40 にないたまで、40 にないたまで、40 にないたまで、40 にないたまで、40 にないたまで、40 にないたまで、40 にないたまで、40 にないたまで、40 にないたまで、40 にないたまで、40 になったまで、40 にないたまで、40 に、40 に、40 に、40 に、40 に、40 に、40 に、40 に	ロヤな神の気能の余い これなるか、一切中が美 赤坂川に不純な古のい 用に不純な古のいる。 つけ、気能や入主が可 し、しく大型子が休い、彼公 梅子を引い扱い読みまし、 に、人子型子が休い、彼公 梅子を引い扱い読みまし、 「、これはたちかが美国」 「、これのし、これ前の いっいわかれ」	会社を確認し日ごろの数数 生生する場合は無景子〜3 立た人が時代している。 の想念特により、同様変形 する場合。用されり時で 増する場合、用されり時で 増する場合、用されり時で 増する様になり、時代 している。 取らったで見たがある。 なのため、ご気気を行いるよう している。 などまたいのの表現している。 ののため、ご気気を行いるよう などまたいのの表現している。 などまたいのの表現している。 などまたいのの表現している。	は変を、使している のが毎後は、の内容な好 にの立て入り構成をしている になって入り構成をしている がなき、人情能があえなり いる。 かは、実施可能なキャビボ スパに続きす、洗液可能な たちュリティフィイギ オオンにしている。 割を何きたくこうい。
56#H)HA	【 +分に行っている 【アカセス病象】 アカセス病象の計写特は発生 定している。 社会の使人等の内でに着えて 定し、同志常実をさめ、社会で 得人感号と学っけてアウルを取り 特定の人体会ファイルを取り))))))))))))))	うを入れて行っている に行っていない いけてアクロルできる(約) 「ルを扱うシステムへのア/ 描している。 りてス解剖によい発生する アクセス解剖によい発生する	・+沖に行っている をの戦感をアクセス病剤に、 うちいは、ID、バスワッド等。 3.
局体制な対策の同音	■後代 四色者母に、特定 学術・豊美な特にあるシステ 「アした者の素化な品」 「アした者の素化な品」 「アした者の素化な品」 「アした者の素化な品」 「アした者の素化な品」 「キロスコードの再用する構 「一のパスコードの再用する構 「一のパスコードの再用する」 「本のパスコードの再用する」 「本のパスコードの再用する」 「本のパスコードの再用する」 「本のパスコードの再用する」 「本のパスコードの再用する」 「本のパスコードの再用する」 「本のパスコードの再用する」 「本のパスコードの再用する」 「本のパスコードの再用する」 「本のパスコードの再用する」 「本のパスコードの再用する」 「本のパスコードの一日」 「本のパスコードの」 「本のパコードの」 「本のパコードの」 「本のパコードの」 「本のパコードの」 「本のパコードの」 「本のパコードの」 「本のパコードの」 「本のパコートの」 「本のパコートの」 「本のパートの 「本のパートの」 「本のパートの 「本のパートの 「本のパートの 「本のパートの 「本のパートの 「本のパートの 「本のパートの 「本のパートの 「ーの 「ーの 「ーの 「ーの 「ーの 「本のの 「ーの 「ーの 「ーの 「ーの	人情報ファイルを取り ない。 ステムを見向するためのに ない。 ステムを見向する場合の がアンちて機を有する らない。 は認定ののもの変更しな。 いなの情報値がに、フ・ コリティ指領シフレウェー ア以外はなうンロート 総合されている自動型 を続きれている自動型 を続きれている自動型	線 消費法システム(第一番) 3、 パスワードを行うする は、ユーザービルパスワー すたなってとなった。 ななって、ないる、 はうにしている。 アイアウォール、ルージー ア特(ウイルス対策シフト 支にしない。 発展が好かの客内により、「 急度ショーを動きしてい を基づまして新してい。	今の差換及び、3人名今2 ・ト、生物及差件により、5 をを発起している。 いる。 ・ 寺を設置し、不正アクセス ウェア特(を導入している。 シフトウェア特を最大している。 3、 3、 3、
	【情報満入い等の防止】 特定者、情報等の移送時によ 情報等の暗号化等による秘密 盗聴される一部性のなるホ。	sける紛失・遊覧に備え B化を行っている。 小ワーク(例えば、イン	えるための対策としては、ダ ノターネットや 優快LAN神 I	Mikiに保留されている特定的 しによる個⇔テータの続けて
	【備温費えい等の防止】 特定者、情報等の移逸時には 情報等のごきれと等による税 盗聴される「許社のあるホン は、本人及び、発着による人 時における、特定、、情報等 FAXは扱って逸らないよ	※ける袋夫・盗職に備え 肥むを行っている。 パワーク(例えば、イン カギアクセス、メールに の暗手化等の総理化(包緒タイアルで確実)に	にるための好策としては、ダ ノターネットや 毎後 」▲ハ┿) こ際村してファイルを通復 例えば、881、82、8人MMME 登録された通村支は分か	集体に保健されている構定! による情・テータの通信 する情・舌むテータの通信 する情・舌むテータの通信 すったいる。 あらない。

Ⅳ その他リスク対策

Ⅳ その他リスク対策

「Ⅳ その他リスク対策」に関し て、作成ツールでは事務所内の管理 等に関して確認した「教育(記録)・ 自主点検・監査」が右図のように反 映されます。枠線①について、正し い反映がされているか確認してくだ さい。

枠線②については「内部監査員(責任者)は、特定個人情報の取扱が法令、ガイドライン、ハンドブック、 規程およびその他の規範と合致していることを定期的(年1回以上)に 監査している。」の記載がCDパターン(2名以上取扱い)以外にも表示される場合がありますので、該当しない内容は削除してください。



V 開示請求、問い合せ

V 開示請求、問い合せ

「V 開示請求、問い合せ」に関し て、枠線①で固定値として「※原則と して開示請求等は、委託契約に基づく 個人番号関係事務の取扱いにより、開 示等の請求は発生しない。」と入って います。委託契約のみの場合、開示請 求等は発生しませんが、従業員分及び 委任分の場合に発生しますので、この ように※印を付した上で、開示等に関 しての対応を入力してください。

なお、枠線②の「請求方法」におい ては、一般的にホームページにて行う 場合が多いため、このように固定値に していますが、他の方法による場合は、そちらに変更してください。なお、ホームペ



ージに関する記載は ROBINS による方法も有効でありますので、これを機に ROBINS の活用も検討をお願いします。

また、枠線③の「連絡先」は枠線①下の連絡先と同様に、正しい情報が反映してい るか確認してください。

VI 評価実施手続

Ⅵ 評価実施手続

最後の「Ⅵ 評価実施手続」に関しては特に変 更点はありません。内容を確認し、印刷してくだ さい。

以上の確認を行い、印刷の上、自己宣言を行っ てください。

の他のリスク対象	策/V開示請求、問合せ、 VI 評価実施手	続/
VI 評価実施手続		
1. 基礎项目評価		
の実施日		
のしたい個判時結果	(特定億人等希保期存在の実施が場所付けられない(任宅にな得存存をを実施)) (連定用) () 意味中日戸窓力を実得存存在の実施が発明付けられる () 意味中日戸窓が登上水用存存を成熟が発明付けられる(任金にな)消存存を実施) () 表現 () 目存成(注意) () 意味() () 点() () () () () () () () () () () () () (
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取	
075 3	該当なし	
②実験目・期間	読曲なし	
の期間を短期する特段の理由	高当なし	
ゆ主な意見の内容	認当なし	
の評価書への反映	認識なし	
3. 第三者点検		
の実験日	認識なし	
@方法	認当なし	
Фия ж	改善なし	
4. 特定個人情報保護委員	会の承認【行政機関等のみ】	
© 15 出日		
の特定個人情報保護委員会に よる審査	認識なし	